

第3次山梨県食の安全・安心推進計画の構成について(案)

第2次山梨県食の安全・安心推進計画

基本的事項	施策	主な取り組み
1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	(1)監視の的確な実施と指導の充実 (第14条)	① 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保 ② 製造・加工・調理段階における安全性の確保 ③ 流通・販売段階における監視指導等の実施
	(2)生産者の自主的な取り組みの促進 (第16条)	① 生産工程管理に関する手法の普及 ② 環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進
	(3)事業者の自主的な取り組みの促進 (第17条)	① HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進 ② 食品衛生に関する最新知識の普及
	(4)消費段階における安全性の確保 (第6条、25条)	① 消費者への普及啓発、学習機会の提供

→1(2)を含む  
→3(2)へ

2 食品に関する正確な情報の提供	(1)情報の収集・提供の推進 (第19条、28条)	① 各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進 ② 食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付
	(2)適正な食品表示の確保 (第20条)	① 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 ② 県民参加による食品表示監視の推進
	(3)食の安全に向けた普及啓発 (第19条)	① 食の安全・安心に関する知識の普及

→1(3)(4)へ

3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	(1)生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 (第18条)	① 生産者における情報の記録・保存の促進 ② 事業者における情報の記録・保存の促進 ③ 各種トレーサビリティ制度の運用
	(2)相互理解の増進 (第22条)	① 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
	(3)食育及び地産地消の推進 (第25条)	① 食育の推進 ② 地産地消の普及啓発 ③ 学校給食における県産食材の活用促進
	(4)食の安全・安心推進月間 (第23条)	① 啓発事業の実施
	(5)認証制度の推進 (第24条)	① 各種認証制度の運用
	(6)原産地に関する情報の提供の充実 (第21条)	① 消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な情報提供の促進

→2(2)へ

→3(2)を含む

→1(1)へ

→2(1)へ

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等	(1)人材の育成 (第11条)	① 実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成 ② 地域の活動主体となる人材の育成
	(2)調査研究の推進 (第15条)	① 食品衛生確保のための調査研究 ② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究
	(3)危機管理体制の整備等 (第10条)	① 山梨県食の安全・食育推進本部
	(4)健康被害の未然・拡大防止のための各種措置 (第26条～30条)	① 出荷の制限 ② 自主回収報告の義務づけ →国が制度化 ③ 危害情報の申出 ④ 立入検査、措置勧告
	(5)国、関係者との連携・協働の推進 (第9条、12条、13条、31条～33条)	① 国、市町村等との連携等 ② 消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働 ③ 県民の意見の反映

→1(5)へ

→1(4)へ

第3次山梨県食の安全・安心推進計画

基本施策	施策	主な取り組み
1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保	(1)生産段階における安全性の確保	① 安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実 ② GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進 ③ 持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進 ④ 各種認証制度の運用
	(2)製造・加工・販売段階における安全性の確保	① 製造・加工・販売における監視・指導の強化 ② HACCPに沿った衛生管理による自主管理体制の促進
	(3)消費段階における安全性の確保	① 食の安全・安心に係る各種相談 ② 県民からの危害情報などに基づく立入検査や措置勧告の実施 ③ 農林水産物の出荷制限の実施 ④ 自主回収についての指導・相談対応
	(4)健康被害の未然防止	① 食品衛生確保のための調査研究 ② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究
	(5)適切な施策実施のための調査研究の推進	

2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進	(1)適正な食品表示の確保	① 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 ② 食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施 ③ 原産地に関する情報提供の充実
	(2)食の安全に関する情報の収集と提供の推進	① 生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進 ② トレーサビリティ制度の推進 ③ 食の安全に関する情報提供の推進

3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立	(1)生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進	① 生産者・事業者と消費者との意見交換の促進
	(2)消費者理解の推進	① 食に関する学習機会の提供 ② 正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進

4 食の安全・安心確保のための体制の整備	(1)食の安全を担う人材の育成	① 食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成 ② 地域の活動主体となる人材の育成
	(2)国や関係者と連携した取組の推進	① 国、市町村、団体等との連携等 ② 危機管理体制の整備等 ③ 食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備